

緊急事態宣言に係る町長メッセージ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての町民の皆さまへのお願い



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策においては、町民の皆さまにはさまざまな方面からご理解、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。また、町有施設の利用の制限などご不便をおかけしておりますこと改めてお詫び申し上げます。

これまで、本町におきましては、4月10日に発令された「岐阜県非常事態宣言」を受け、感染拡大防止に向けて取り組んでまいりました。

ウイルスの感染拡大は国内で危機的な状況となっており、これ以上の感染拡大を阻止するため、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発令され、国内全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

町民の皆さまにおかれましては、生活の維持に必要な場合を除き、原則、外出はお控えいただくとともに、マスク着用などの咳エチケット、手洗いなどの感染症予防対策に努めていただくほか、3密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける取り組みをお願いいたします。

社会機能維持に必要なサービス、生活必需品の販売はこれまでどおり維持されますので、買いだめ等の不安を煽る行動はお控えください。

なお、公共施設の利用につきましても、引き続き休館とさせていただきます。

この難局を町民の皆さまと一丸となって乗り越えるため、自分自身や大切な人の命を守る行動をとっていただきますようお願いいたします。

養老町長 大橋 孝

新型コロナウイルス感染症が心配な人の相談・受診時の注意について

帰国者・接触者相談センター ☎73-1111(内線273)にご相談ください。

相談の目安

- ・風邪症状や、37.5度以上の発熱が4日以上続く人
- ・強いだるさや、息苦しさがある人

また、下記に該当する人は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患のある人
- ・透析を受けている人
- ・免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人
- ・妊娠している人



なお、症状がこの基準に満たない場合には、電話でかかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

帰国者・接触者相談センターから、帰国者・接触者外来の受診や、かかりつけ医への相談をすすめられた場合は、必ず事前に電話し、指示に従ってください。受診の指示があった場合には、指定された時間・場所で受診してください。

また、受診時には、マスクを着用し、オンデマンドバスなどの公共交通機関を利用せず、なるべく自家用車でお出かけください。

お願い

発熱、かぜ症状がある場合は、必ず事前に医療機関に電話してください。
直接受診することはお控えください。